

第一種電気工事士免状

福岡県

心得

- 1 電気工事の作業に従事するときは、この免状を携帯すること（電気工事士法第5条第2項）。
- 2 本免状をよごし、損じ、又は失ったときは、再交付申請をすること（電気工事士法施行令第4条）。
- 3 氏名を変更した場合には、書換の申請をすること（同令第5条）。
- 4 この免状は、他人に貸与したり、譲渡してはならない。
- 5 住所変更した場合は、訂正しておくこと。
- 6 免状の交付を受けた日から5年以内に通商産業大臣が指定する者が行う自家用電気工作物の保安に関する講習を受けること。当該講習を受けた日以降も同様とする（電気工事士法第4条の3）。

福岡県 第 18167 号

第一種電気工事士免状



氏 名 西原 博徳
生年月日 昭和 31 年 9 月 13 日生
平成 6 年 3 月 31 日 交付

福岡県知事



講習受講記録		
受講年月日	受講場所	講習実施者認印
10.12.19	福岡	(財)電気工事技術講習センター 理事長 武田 康
15.11.18	福岡	(独)製品評価技術基盤機構 理事長 齋藤 絛一
20.10.-2	熊本	独立行政法人 製品評価技術基盤機構理事長

講習受講記録		
受講年月日	受講場所	講習実施者認印